

第1 人工衛星等のアマチュア局及び法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局以外のアマチュア局

第1 人工衛星等のアマチュア局及び法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局以外のアマチュア局

短
辺

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 免許事項証明書の用紙は、日本産業規格A列5番とする。

第2 人工衛星等のアマチュア局及び法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局

別表第六号の二の様式を用いるものとし、法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局については、全ての事項を英語で併記する。